



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県青少年保護育成条例に基づく団体の指定（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認（スポーツ振興課）…………… 1
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 9
- 与那原マリーナの区域を定める告示（港湾課）…………… 9

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 9

人事委員会事項

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 10

告 示

沖縄県告示第204号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第2項第3号の規定により、同号に規定する団体として、次のとおり指定した。

平成28年 4月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 団体の名称及び事務所の所在地

- (1) 名称 一般社団法人日本コンテンツ審査センター
- (2) 所在地 東京都新宿区新宿一丁目7番10号

2 指定年月日 平成28年 3月17日

3 当該団体が青少年への閲覧又は視聴を不適当とした図書等の表示方法 当該図書等の包装の表面に当該団体が定める次の様式を貼り付ける。



沖縄県告示第205号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年 4月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施設の名称 奥武山総合運動場

2 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106号

3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日

4 利用料金の額

(1) 奥武山陸上競技場

ア 専用利用の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,690円	2,690円	5,400円	800円
		一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円
		高齢者	2,700円	2,700円	5,400円	800円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額				
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	10,800円	10,800円	21,600円	3,240円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の200人分を加算して得た額				

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
	高齢者	40円	40円	40円	400円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			
	高齢者	1人1回につき30円			

ウ 施設設備の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,080円	1,080円	2,160円	530円
屋外照明(専用)	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,290円			

利用の場合)	一般・学生	2分の1点灯	1時間につき640円
		全点灯	1時間につき2,590円
		2分の1点灯	1時間につき1,290円
	高齢者	全点灯	1時間につき1,290円
		2分の1点灯	1時間につき640円

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額	種類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

(3) 奥武山庭球場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額 (1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	690円	690円	1,390円	180円
	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
	高齢者	720円	720円	1,440円	190円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額 (1面につき)	
	9時～17時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	390円
高齢者	1時間につき170円	190円

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	640円	640円	1,290円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

(4) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額	
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき460円
		一般・学生	1時間につき920円
		高齢者	1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
	飛び込みプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料（税込）の100人分	
	飛び込みプール	最高入場料（税込）の100人分	

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
	高齢者	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）

場内放送装置	1,080円	1,080円	2,160円	530円
会議室	530円	530円	1,080円	530円

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュア スポーツ等 の催物に専 用する場合	入場料を徴収 しない場合	児童・生徒	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
		一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
		高齢者	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			
その他の催 物に専用す る場合	入場料を徴収 しない場合	営利を目的と しない場合	24,700円	24,700円	49,410円	6,780円
		営利を目的とす る場合	102,290円	102,290円	204,590円	28,120円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			
備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。						

(4) 錬成道場棟

区分			利用料金の額				
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
アマチ ュアス ポーツ 等の催 物に専 用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	児童・ 生徒	錬成道場(各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
			トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円
			相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
			クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円
		一般・ 学生	錬成道場(各階ごと)	5,130円	5,130円	10,270円	1,400円
			トレーニングルーム	5,340円	5,340円	10,700円	1,460円
			相撲場	2,160円	2,160円	4,320円	690円
			クライミングウォール	810円	810円	1,620円	260円
	高齢者	錬成道場(各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円	
		トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円	
		相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円	
		クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円	

		ル					
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の10人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場（各階ごと）	6,300円	6,300円	12,610円	3,460円
		営利を目的とする場合	錬成道場（各階ごと）	26,220円	26,220円	52,450円	7,200円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の20人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券（11枚）900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券（11枚）1,600円
高齢者	2時間につき90円	回数券（11枚）900円

ウ 施設設備の利用料金

(7) アリーナ棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
大型映像装置	12,220円	12,220円	24,460円	3,350円
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
場内音響装置	11,140円	11,140円	22,300円	3,060円
役員室	310円	310円	640円	100円
控室	310円	310円	640円	100円

(4) 錬成道場棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
会議室	570円	570円	1,160円	160円
研修室	570円	570円	1,160円	160円
修養室	310円	310円	640円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	640円	100円

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額（1回につき）	種類	利用料金の額（1回につき）
電光表示装置一式	530円	卓球台一式	100円

ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

オ 冷房利用料金（専用利用の場合）

(ア) アリーナ棟

区分	利用料金の額（1時間につき）
アリーナ	12,000円
役員室	100円
控室	100円

(イ) 錬成道場棟

区分	利用料金の額（1時間につき）
錬成道場（各階ごと）	1,720円
トレーニングルーム	540円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

(6) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円
	高齢者	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円
高齢者	110円	110円	170円

(7) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,580円
	一般・学生	4時間につき17,170円
	高齢者	4時間につき8,580円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,200円	定期券(1年) 11,000円
一般・学生	2時間につき450円	回数券(11枚) 4,500円	定期券(1年) 22,500円
高齢者	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,250円	定期券(1年) 11,250円

備考

- 「時間外」とは、午後5時から午前9時までに施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

沖繩県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成28年4月1日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

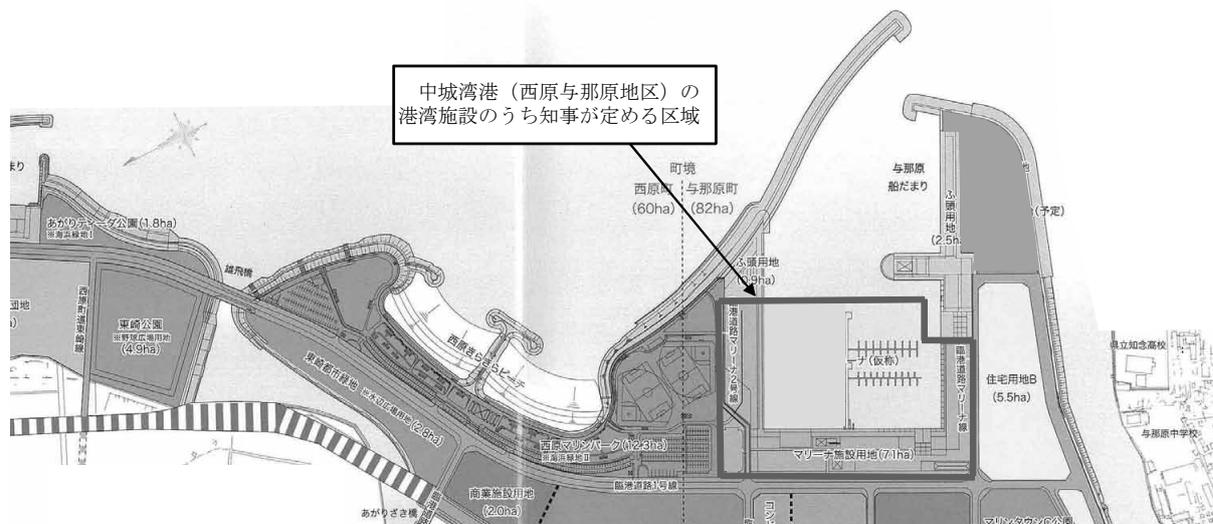
- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・平5号大道線
- 3 事業施行期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 宮古島市平良字下里ヨシキ底、下里馬場、下里南原、久貝ムイ原及び久貝上原地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖繩県告示第207号

沖繩県港湾管理条例（昭和47年沖繩県条例第55号）第2条第5号の規定により、知事が定める区域を別図に示すとおり定める。
平成28年4月1日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

別図



公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年5月27日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人南風原障がい者支援センター
- 3 代表者の氏名 與儀實樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県島尻郡南風原町字照屋1番地南風原町社会福祉センター

- 5 定款に記載された目的 この法人は障がいを持つ者が地域社会で自立した生活をするために必要なサービスの提供に努め、かつ社会を構成する一員として尊厳され、社会参加を支援することを目的とする。

人事委員会事項

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第27号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「試験による任用」を「競争試験による任用」に改める。

第1条中「第5項」の次に「、第15条の2」を加える。

第2条第2号から第6号までを次のように改める。

- (2) 採用 法第15条の2第1項第1号に規定する採用をいう。
- (3) 昇任 法第15条の2第1項第2号に規定する昇任をいう。
- (4) 降任 法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。
- (5) 転任 法第15条の2第1項第4号に規定する転任をいう。
- (6) 標準職務遂行能力 法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。

第2条第7号を削る。

第3条第1項中「及び昇任」、「、第29条及び第32条」及び「（以下「試験」という。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 職員の昇任は、第5条の2に規定する場合にあっては競争試験を、第29条及び第32条に規定する場合にあっては選考を行うものとする。

「第2章 試験による任用」を「第2章 競争試験による任用」に改める。

第4条の見出し中「試験」を「競争試験」に改め、同条各号列記以外の部分中「試験」を「競争試験」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条の見出し中「試験」を「競争試験」に改め、同条中「試験は」を「競争試験は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第7号中「職務遂行の能力」を「受験者が受験する競争試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該競争試験に係る職についての適性」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（昇任試験により昇任させる職）

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する職への昇任は、昇任試験により行うものとする。

- (1) 警察官の階級上の職（警察法（昭和29年法律第162号）第62条に規定する警察官の階級上の職をいう。以下同じ。）のうち、警部、警部補及び巡査部長の職（第29条第2号、第3号又は第4号に掲げる職に該当するものを除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、昇任試験によることが適当であると人事委員会が認める職

第6条の見出し中「試験」を「競争試験」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「、県公報による公告のほか」を削り、「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条第1項第4号中「試験」を「当該試験」に改め、同項第6号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

第8条第1項中「つど」を「都度」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項中「名簿は、試験の行なわれた」を「採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿又は昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿（以下これらの名簿を「名簿」という。）は、競争試験の行われた」に改める。

第11条第2項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者（以下これらの候補者を「任用候補者」と

いう。)」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第12条第1項中「なつて」を「なつて」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1号中「試験」を「競争試験」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第2号中「試験」を「競争試験」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第4号中「なくなつた」を「なくなった」に改め、同条第5号中「任用」を「採用又は昇任」に改める。

第14条第1項第3号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同項第4号及び第5号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「なかつた」を「なかつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条第1号中「条件付」を「条件付」に改め、同条第2号中「なかつた」を「なかつた」に改め、同条第3号中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第16条中「あつた」を「あつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第17条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第19条中「試験」を「競争試験」に改める。

第20条の見出し中「正規」を「任用候補者」に改め、同条第1項中「あつたときは、当該名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順に」を「あつたときは、当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「正規の提示数に満たない」を「採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない」に、「当該職の職務の遂行に必要な資格要件」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適正」に改め、「高点順に」を削る。

第21条から第23条までを次のように改める。

第21条から第23条まで 削除

第24条の見出し中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第1項中「当該任用」を「当該採用又は当該昇任」に、「附記」を「付記」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第2項中「届け」を「届出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「届け」を「届出」に改める。

第25条中「届け」を「届出」に、「かなつた」を「かなつた」に改め、「できるまで」の次に「、前条第3項の規定にかかわらず」を加え、同条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第2号中「任用される」を「採用し、又は昇任させる」に改め、同条第3号中「異なつて」を「異なつて」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第27条中「前条の規定による選択」を「提示された任用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該選択」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第28条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条中「職への採用」を「職へ職員を採用する場合」に、「行なう」を「行う」に改め、同条後段を削り、同条第2号中「の試験」を「の採用試験」に、「もつて」を「もつて」に、「当該試験」を「当該採用試験」に、「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第3号中「あつた者をもつて」を「あつた者をもつて」に、「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第4号中「もつて」を「もつて」に改め、同条第5号中「もつて」を「もつて」に、「する職」を「する職で、人事委員会が認めるもの」に改め、同条第6号中「もつて」を「もつて」に改める。

第29条の見出し中「することができる職」を「させる職」に改め、同条中「行なうことができる」を「行うものとする」に改め、同条後段を削り、同条第2号中「又は国の試験」を「の昇任試験」に、「もつて」を「もつて」に、「当該試験」を「当該昇任試験」に、「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第3号中「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」に改め、同条第4号中「試験」を「選考」に、「不適當」を「適當」に改める。

第30条第1項中「つど行なう」を「都度行う」に改め、同条第2項中「職務遂行の能力の有無」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性」に改める。

第31条中「あつては」を「あつては」に、「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第32条中「行なうことができる」を「行うものとする」に改め、同条第1号中「よつて」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第2号中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

「第4章 条件付採用及び臨時的任用」を「第4章 条件付採用及び臨時的任用」に改める。

第33条の見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「こえる」を「超える」に改める。

第34条第1項中「あつた」を「あつた」に改め、同項第1号中「、又は」を「又は」に改め、同項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同項第3号中「若しくは任用候補者の数が正規の提示数に満たない旨」を「の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨」に、「当該任用」を「当該採用又は当該昇任」に改め、同条第2項及び第3項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第4項中「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に、「任用候補者名簿」を「名簿」に改める。

第35条中「こえない」を「超えない」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第36条第2項中「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第37条第1項第5号中「第9条」を「第9条第1項第1号」に改め、同号を同条第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一般職に属する非常勤の職において人事委員会が認めるもの

第37条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第38条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 組織上の職（法令、条例、規則その他の規程により公の名称が与えられている職員の職（警察官の階級上の職を除く。）をいう。以下同じ。）が主査及びこれに相当する職以下の職

第39条の見出し中「試験」を「競争試験」に改め、同条中「試験」を「競争試験」に、「つど」を「都度」に改める。

第41条中「第4号」を「第2号」に改める。

第42条の見出し及び同条中「非常勤職員」を「一般職に属する非常勤の職員」に改め、同条中「ついては」の次に「、第28条及び第37条に定めるもののほか」を加える。

別表第1第3項第3号中「診療エックス線」を「診療エックス線」に改め、同表第5項中「主査」を「主任」に改め、同表に次の1項を加える。

9 一般職に属する非常勤の職のうち、人事委員会が認めるもの

別表第2中「昇任させることができる職」を「昇任させる職」に改め、同表第3項第3号中「診療エックス線」を「診療エックス線」に改め、同表第5項中「主査」を「主任」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この条において「新規則」という。）の規定に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「試験を」を「競争試験を」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

4 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「試験のうち」を「競争試験のうち」に改める。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---